さつき台(A)建築協定

(目的)

第1条 本建築協定(以下「協定」という)は、建築基準法(昭和25年法律第20 1号。以下「法」という)第4章及び橋本市建築協定条例(昭和55年条例第 5号)の規定に基づき、第3条に定める区域(以下「協定区域」という)内に おける建築物の敷地・位置・構造・用途・形態・意匠及び建築設備に関する基 準を定め、住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定は、「さつき台(A)建築協定」とする。

(協定区域)

第3条 本協定の区域は、橋本市さつき台(A)建築協定区域図に表示する区域とする。

(用語の定義)

第4条 本協定の用語の定義は、法及び同法施行令(昭和25年政令第338号)に 定めるところによるものとする。

(協定の締結)

第5条 本協定は、法第70条第1項の規定に基づき設定する。

(用途地区)

- 第6条 第3条に定める区域は、次の各号に定める用途の地区(以下「用地地区」という)とする。
 - [1] 住宅地区 協定区域のうち別図 (1) に定める (イ) の区域とする。 (黄色着色部分)
 - [2] 店舗及び店舗兼用住宅地区 協定区域のうち別図(1)に定める(ロ)の区域とする。(緑色着色部分)
 - [3] 多目的用途地区 協定区域のうち別図(1)に定める(ハ)の区域とする。 (水色着色部分)

(建築物の制限)

- 第7条 第6条に定める用途地区内の建築物等の敷地・位置・構造・用途・形態・意 匠及び建築設備は、法及び施行令の規定によるほか次の各号の基準によらなけ ればならない。
 - [1] 建築物は1区画1戸建とし、第6条[3]地区を除き区画を細分筆してはならない。ただし、複数区画を1敷地とする場合は1区画とみなすことができる
 - [2] 第6条[3] 地区における再分筆は、分筆後敷地面積 150 ㎡以上を確保する こと。
 - [3] 建築物の階数は地階を除く3以下とする。

- 「4] 建築物の用途は以下に掲げるものとする。
 - (イ) 住宅地区 専用住宅
 - (ロ) 店舗及び店舗兼用住宅地区

店舗地区として環境を高度に維持増進に寄与する業種の店舗及び店舗 兼用住宅

(イ) に定める用途

(ハ) 多目的用途地区

医療法及び同法に準ずる医療専用施設及び医療兼用住宅

(イ)、(ロ)に定める用途

上記(イ) \sim (ハ)に定めるものの他第11条に規定する委員会が特に認めた建築物。

- [5] 指定する道路に面する敷地境界より敷地側45センチメートルは道路面と同一の高さの空地を設け、擁壁及び塀等工作物は設置しないこと。当該空地については樹木・草花等による緑化に努めること。ただし、敷地内に建植された、または将来建植される電柱・支柱及び支線についてはこの限りでない。
- [6] 歩道付道路からの車の乗り入れをしてはならない。ただし、敷地に面している道路が歩道付道路のみである場合は除く。
- 〔7〕 敷地内で道路に面する部分は緑化に努めること。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、和歌山県知事の認可日から10年間とする。ただし、 有効期間の満了6ケ月前に土地所有者等の過半数の廃止申し立てがない限り、 当該期間満了の翌日から起算して更に10ケ年に限り延長するものとする。 2. 本協定の違反者の措置に関しては、期間終了後もなお効力を有する。

(違反者の措置)

- 第9条 第3条に定める区域内において第7条の規定に違反した者があった場合、第 11条に規定する委員会は遅滞なく当該所有者に対して工事施工の停止を請求 し、かつ相当の猶予期間をもって当該行為を是正するための必要な措置をとる ことを請求するものとする。
 - 2. 前項の請求があった場合当該所有者は遅滞なくこれに従うとともに、自らの費用負担で必要な措置をとらなければならない。

(裁判所への提訴)

- 第10条 前条第1項に規定する請求があった場合において、当該所有者がその請求に 従わないときは、第11条に規定する委員会は、その強制履行又は当該所有者 の費用をもって第三者にこれを為さしめることを裁判所に請求できるものとす る。
 - 2. 前項の提訴手続きに要する弁護士報酬その他一切の費用は、当該所有者の負担とする。
 - 3. 前項の管轄裁判所は和歌山地方裁判所又は橋本簡易裁判所とする。

(委員会)

- 第11条 本協定を運営するため、さつき台(A)建築協定委員会を設置する。
 - 2. 委員会は自治会・管理組合・地区防災会役員との兼任で組織する。
 - 3. 委員会に次の役員を置く。() は自治会・管理組合・地区防災会の担当役職

委員長 1名 (庶務・地区防災会庶務部長)

副委員長 2名 (庶務・自治会・管理組合)

会計 1名 (会計・自治会・管理組合)

委員 上記以外の自治会・管理組合・地区防災会役員

- 4. 委員長は委員の互選により選出する。委員長は委員を代表し、協定運営の事務を総括する。
- 5. 副委員長及び会計は委員の中から委員長が委嘱する。副委員長は委員長を補 佐し委員長に事故があった場合その職務を代行する。会計は委員会の経理に関 する業務を処理する。

(委員の任期)

- 第12条 委員の任期は、1年間とし再任は妨げない。
 - 2. 補欠委員の任期は前任者の残存期間とする。

(補則)

第13条 本協定に規定するもののほか委員会の運営・組織・議事並びに委員に関して 必要な事項は委員会が別に定める。

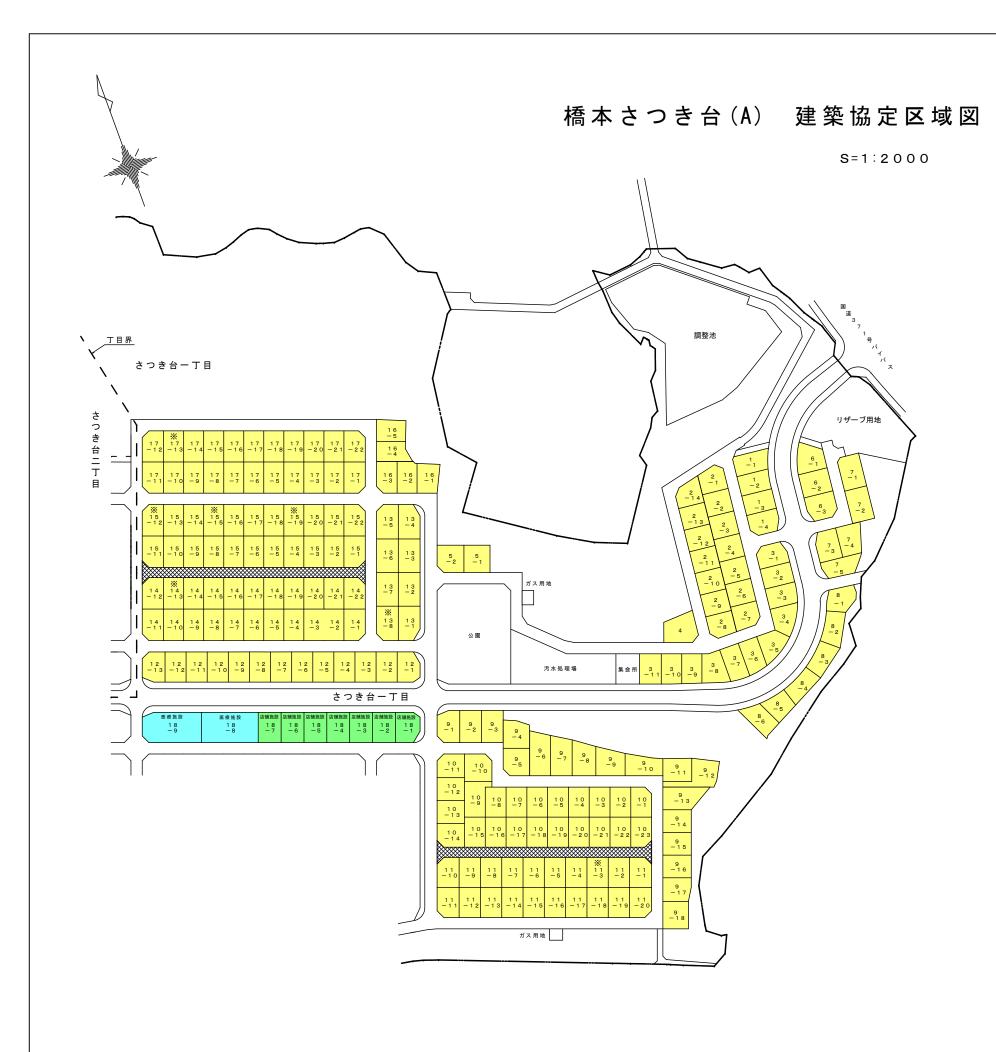
附則

- 1. この協定は、和歌山県知事の認可の公告があった日から効力を発する。
- 2. 本協定の効力は、その効力を有することとなった時以後において当該協定区域内の土地の所有者等になった者に対してもその効力があるものとする。
- 3. 本協定の効力が発生してから第11条に定める委員会が設置されるまでの間、 株式会社大倉が同条に定める委員会を代行する。

(設置後、株式会社大倉が販売活動をしている間は委員会の補助を行う。)

- 4. 「さつき台」内の土地、建物等の販売活動の用に供する建築物は、この協定の対象としない。
- 5. 本協定は3部作成し、和歌山県知事及び橋本市長に各1部提出し1部を委員会が保管しその写しを協定者全員に配布する。

以上のとおり建築協定を締結する。



和歌山県橋本市さつき台 (A)建築協定区域	
区域	
区画数	建築協定区域200戸・隣接地7戸
街区番号	区 画 番 号
1	1. 2. 3. 4
2	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14
3	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11
4	
5	1. 2
6	1. 2. 3
7	1. 2. 3. 4. 5
8	1. 2. 3. 4. 5. 6
9	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15
	16. 17. 18
10	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15
	16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23
	10. 17. 10. 13. 20. 21. 22. 23
11	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15
	16. 17. 18. 19. 20
12	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13
13	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
14	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15
	16. 17. 18. 19. 20. 21. 22
15	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15
	16. 17. 18. 19. 20. 21. 22
16	1. 2. 3. 4. 5
17	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15
	16. 17. 18. 19. 20. 21. 22
18	1. 2. 3. 4. 5. 6. 8. 9

第6条〔1〕の(イ)区域

第6条〔2〕の(ロ)区域

第6条〔3〕の(ハ)区域

──── 区域第7条〔5〕に規定する指定道路

※ 建築協定区域隣接地